

消 防 応 第 2 4 1 号  
消 防 救 第 2 6 3 号  
平成 2 0 年 1 2 月 2 6 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各政令指定都市消防長  
岡山市消防長 } 殿

消防庁国民保護・防災部防災課  
応急対策室長

消防庁消防・救急課救急企画室長

#### 救急活動における医師の帰院搬送について

救急活動において、消防本部(消防本部を置かない町村においては町村。以下「消防本部等」という。)からの搭乗依頼により消防防災ヘリコプターに医師が搭乗した場合は、地域事情等の状況によっては、当該医師を所属医療機関等へ消防防災ヘリコプターで搬送する必要があります。

貴職におかれましては、搭乗医師の帰院搬送については下記により取り扱うこととし、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対しこの旨周知するようお願いいたします。また、このことについては、厚生労働省から各都道府県衛生主管部局あてに別途周知される予定です。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 記

消防防災ヘリコプターを保有する団体は、消防本部等からの搭乗依頼に応じて消防防災ヘリコプターに搭乗した医師が所属する医療機関以外の医療機関へ傷病者搬送した場合においては、原則として、当該医師を所属医療機関等へ消防防災ヘリコプターで搬送するよう努めることとする。

また、災害出動等、別の用途に使用する必要性が生じた場合及び搬送先医

療機関での医師の引き継ぎ時間が長時間にわたる場合並びに帰院搬送中の事故時の取り扱い等については、消防防災ヘリコプターを保有する団体と医師搭乗協力を得る連携医療機関との間に協定を締結することが適当であること。

なお、消防防災ヘリコプターによる搭乗医師の帰院搬送に対する航空法第81条の2の適用については、国土交通省航空局と現在協議中である。

(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室

担当：大塚専門官・山本係長

電話 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537

消防庁消防・救急課救急企画室

担当：溝口専門官・小板橋係長

電話 03-5253-7529

FAX 03-5253-7539